



徳島県

地域包括ケアシステム構築に向けた取組事例（様式）

①□区町村名	上板町		
②人口（※１）	１２，７８５人	（ ）	
③高齢化率（※１） （６５歳以上、７５歳以上それぞれについて記載）	６５歳以上 ２７．０３％ ７０歳以上 １４．４０％	（ ）	
① 取組の概要	食事の調理が困難な高齢者を定期的に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供する。		
⑤取組の特徴	訪問時に利用者の安否確認を行うとともに、健康状態に異常等があった時等は速やかに関係機関への連絡を行う。		
⑥開始年度	平成１２年４月１日		
⑦取組のこれまでの経緯			
⑧主な利用者と人数	おおむね６５歳以上の一人暮らし高齢者等 ５０人		
⑨取組の実施主体及び関連する団体・組織	上板町 町内の配食事業者 ３事業者		
⑩市区町村の関与（支援等）（※２）	一食（６３０円）あたり２３０円の補助を行っている。 年間予算額：３，３１２，０００円		
⑪国・都道府県の関与（支援等）（※３）	なし		
⑫取組の課題	配食サービスの情報が十分伝わっていないので周知徹底を図る必要がある。 また、配食サービス実施事業所確保が困難なため、あらたな担い手の育成が喫緊の課題である		
⑬今後の取組予定	広報や民生委員の訪問により、サービスを必要としている高齢者の掘り起こしを行う。		
⑭その他			
⑮担当部署及び連絡先	上板町福祉保健課 電話 ０８８－６９４－６８１０		

※１ 一部地域に限定した実施の場合は、当該地域の人口・高齢化率を（ ）内に記載してください。

※２ 市町村から財政的支援が行われている場合には予算額等を含めて記載ください。

※３ 国や都道府県から財政的支援を受けている場合は、補助金や交付金等の名称、額等を含めて記載ください。





配食サービス事業（上板町）

町内に在住する者で食事の調理が困難な為、配食を希望し、かつ次の各号のいずれかに該当するものに提供する。

- ①おおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者
- ②世帯の構成者全員がおおむね65歳以上の高齢者世帯
- ③ホームヘルパー派遣世帯等で町長が必要と認めた者
- ④一人暮らしまたは、それに準ずる世帯で身体障害者を有している者
- ⑤その他、高齢者サービス調整チームで適当を認められた者

手続きのながれ

- ①配食サービス事業利用申請書を記入し、役場福祉保健課へ提出
- ②地域包括支援センター職員が自宅へ聞き取り調査訪問する。
- ③後日、決定通知が届いて利用することができる。

配食サービスの現状

約50名が利用し、1日1回夕方にお弁当が配達される。配達時に利用者の安否確認を行うとともに、健康状態に異常等があった時は、速やかに連絡をします。

